

参 与

お疲れ様でございます。

委員の皆様並びに推進委員の皆様におかれましては、公私ともにお忙しいところご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、定刻になりましたので、ただいまから第16回大仙市農業委員会総会を開催いたします。

(午後1時30分 開会)

参 与

初めに、会長がご挨拶を申し上げます。

(会長挨拶)

参 与

ありがとうございました。

それでは、会議に先立ち、出席委員数をご報告させていただきます。欠席の届け出が5番、鈴木正雄委員、8番、泉芳博委員、15番、田村誠市委員、20番、田口繁委員、22番、長澤信徳委員の5名の方々から出されております。ただいまの出席者数は19名となっております。会議規則第9条の規定による定足数に達しており、本総会は成立していることをご報告申し上げます。

それでは、私から8月8日総会から本日までの業務報告を申し上げます。

お手元に配付してございます平成30年9月総会までの業務報告書をごらん願います。

初めに、8月8日でございます。第15回農業委員会総会を委員23名及び推進委員3名のご出席をいただき、神岡農村環境改善センターにおいて開催してございます。

8月24日でございますが、平成30年度東北・北海道農業活性化フォーラムが北海道のコンベンションセンターで開催され、会長が出席しております。

8月27日には、秋田県都市農業委員会会長会による秋田県知事への要請活動が秋田県庁7階で行われ、会長が出席しております。

同じく27日でございますけれども、秋田県農業会議第29回常設審議委員会が秋田市のパークホテルで開催され、会長及び事務局が出席しております。

8月29日ですけれども、広報専門委員会、これは委員8名の出席をいただいて神岡支所において開催し、農業委員会だよりの内容について議論しております。

以上が主な業務報告でございます。

それでは、大仙市農業委員会会議規則により、会議の進行は会長よりお願いいたします。

議 長

本日の会議を開催します。

初めに、議事録署名委員を決めたいと思いますが、当席より指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認め、9番、伊藤悟委員、10番、伊藤又エ門委員の両名を議事録署名委員に指名いたします。

議 長

議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

参 与

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

平成30年9月7日提出

大仙市農業委員会 会長 細谷精悦









積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定しました。

議 長 次に、報告第1号の「農地法第6条第1項の規定（農地所有適格法人）による報告について」事務局より報告願います。

参 与 報告第1号 農地法第6条第1項の規定（農地所有適格法人）による報告について  
下記の者から、農地法第6条第1項の規定により書類提出があったので、これを報告する。  
平成30年9月7日提出  
大仙市農業委員会 会長 細谷精悦

議 長 事務局より報告願います。

参 与

それでは、24ページをごらん願います。

法人の事務所の所在地、名称、代表者名の順に読み上げます。

1番、大仙市高関上郷字卯時田38番地1、有限会社柳田農園、代表取締役、柳田武男。

2番、大仙市神宮寺字八石72番地、農事組合法人かみおか、代表理事、藤井辰雄。

3番、大仙市大沢郷宿字上宿28番地、農事組合法人宿ファーム、代表理事、齋藤與一。

4番、大仙市木原田字長サ田1番地6、農事組合法人木売沢、代表理事、佐々木裕喜。

5番、大仙市強首字強首98番地、農事組合法人美土里農こわくび、代表理事、佐々木公憲。

25ページをごらん願います。

6番、大仙市九升田字九升田46番地2、農事組合法人九升田ファーム、代表理事、進藤秀英。

7番、大仙市北野目字三条川原61番地、農事組合法人刈和野大綱ファーム、代表理事、高橋博。

8番、大仙市協和小種字鏡台109番地1、農事組合法人たねっこ、代表理事、工藤修。

9番、大仙市協和中淀川字上宿66番地、農事組合法人稲穂、代表理事、安田保。

10番、大仙市太田町東今泉字中村114番地、農事組合法人アグリフォー太田、代表理事、小松一男。

以上、10法人からの報告がありました。

詳細につきましては、26ページから63ページをごらん願います。

結果、全ての法人が農地所有適格法人の要件を満たしていると判断いたしました。

議 長 以上、報告といたします。

議 長 これで本日の日程は全て終了しました。  
そのほか、事務局から何かありませんか。

参 与 それでは、私のほうから1点お願いいたします。  
皆様に議案配付と一緒に県議会農林水産委員会と県農業会議との意見交換会の開催における意見等提出先についてという文書をお渡ししております。9月25日にこの会議を開催する予定となっておりますので、14日まで各農業委員会のほうで意見等あれば県のほうにメールくださいということで来ております。非常に期間短くて申しわけありませんけれども、もし意見等ある方につきましては、3ページ目の要望書に書いていただきまして、提出もしくは事務局に届けてくださいますようよろしくお願いいたします。

参 与 すみません。この総会終わった後ですけれども、役員会開催する予定ですので、役員の方々は改善センター正面向かって左側の会議室のほうへご移動願います。よろしく申し上げます。

議 長 委員の皆さんから何かありませんか。  
足達委員。

足達委員 2番の足達です。  
前々回の総会の際に事務局から提案といいますか、あったと思いますけれども、災害地の用地の評価といいますか、税務課のほうからの問い合わせがあって、どういう評価の仕方をするかということで、総会の際に最後のほうにかけたと思いますけれども、その後どういう処理したのか、お聞かせ願います。  
それともう一つは、今回の業務報告で会長会で知事への要請活動とありますけれども、もし差し支えなければ、次回、要請の内容でも委員の皆さんに配付してもらえればと思いますので、よろしく願います。

議 長 事務局長、どうぞ。

参 与 ただいまの足達委員のご質問にお答えいたします。  
前々回の総会の際に、災害によって被災された農地の地目の扱いといいますか、大仙市の税務課のほうから、現在は免税扱いで、来年度以降どうするんですかというような相談を受けたんですが、農業委員会としてどういう見解、対応するべきなのかということで、前々回、お話ししたところでした。  
その時のお話の中で、今現在農地なんですけれども、課税上、雑種地にしてもらいたいとか、あと、もう立木が生えて山林扱いにしてもらいたいとかというのであれば、現地確認をして税務担当、もちろん私たちも行きますけれども、税務担当と各委員の皆様のご意見を聞いて、最終的には税務課の判断ですけれども、課税上の地目を変更するというのは可能です。  
前回、皆さんにお示したのは、登記地目まで変えたいという場合は非農地証明というのを出す場合であり、総会で諮らなければならないということで、皆様にお諮りしたところでした。  
そのような案件があった場合は、これから農地パトロールもあろうかと思っておりますので、そういうところを確認していただいて、所有者からの意向があれば総会にお諮りしてもらおうという形にしたいとお話ししたつもりでございますけれども、いかがでしょうか。

足達委員 各地区の委員の方々に現地を確認するということですか。

参 与 そういうことになります。  
その上で、さまざまな意見、パターンがあると思っておりますので、非農地として問題なければ総会のほうへ諮っていただきたいなと思っております。

足達委員 わかりました。

参 与 それともう一点ですけれども、県知事への要請の内容につきましては、次回の総会時にお知らせしたいと思っておりますので、どうかよろしく願います。

議 長 ほかにありませんか。  
(なしの声)

議 長 ないようですので、以上をもちまして、第16回の大仙市農業委員会総会を閉会します。  
本日はご苦労さまでした。

(午後2時05分閉会)

